

令和2年度共同募金による令和3年度

山口県域助成申請募集要項

| | |
|---------------|---|
| <p>1 助成対象</p> | <p>助成対象となる活動</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域から孤立をなくすための活動○ 子どもの生活と子育てを支援するための活動○ 障害者の就労と地域生活を支えるための活動○ 高齢者の地域生活を支えるための活動○ 地域福祉を推進するための活動○ 災害対策のための活動○ その他緊急的な福祉課題を解決するための活動○ 更生保護を目的にした活動 <p>ただし、次の活動は助成の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当該活動が、営利活動や、政治、宗教等の活動のための手段として行われるもの。○ 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。○ 介護保険事業として行われるもの。 <p>助成の対象となる団体</p> <p>地域福祉の推進を図るための社会福祉事業（以下、「地域福祉事業」という。）及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、下記事項に合致する団体を助成対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人格の有無は問いませんが、団体の規約等を備えていること。○ 企業、政治目的を持つ団体及び宗教団体などから独立して運営されていること。○ その活動から生じる利益を構成員に分配していないこと。○ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。○ 活動計画書、予算書、決算書等が整備されていること。○ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進する意向を持っていること。 |
|---------------|---|

| | |
|----------------------------|--|
| | <p>助成の対象となる経費</p> <p>活動を実施する上で必要な経費を対象とします。</p> <p>また、活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとしますが、団体の維持・運営のための費用ではなく、あくまでも助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とします。</p> <p>ただし、配分委員会が特に認める場合を除き、土地の取得・造成費及び助成決定前に支出が行われている経費については助成の対象となりません。</p> |
| <p>2 助成金額</p> | <p>活動経費の 80%以内とし、200 万円を上限とします。</p> <p>ただし、法人格をもたないグループについては、原則として 50 万円を上限とします。</p> <p>(※備品等の整備が総支出額の 1 / 2 以上を占めている場合は、その備品等整備の 80%以内とします。)</p> |
| <p>3 申込み期間</p> | <p>令和 2 年 4 月 1 日 (水) ~ 5 月 2 9 日 (金)</p> |
| <p>4 申込み方法</p> | <p>申請は、原則、一事業所一申請とします。</p> <p>また、申請には、主な活動拠点のある市町共同募金委員会等 (各市町社会福祉協議会内) の「活動確認書」が必要となります (貴事業所が作成する必要はありません。)</p> <p>期日までに当該市町共同募金委員会等に提出してください。</p> <p>※活動が広域にわたり、市町共同募金委員会等から「活動確認書」が取り難い場合は山口県共同募金会 (本会) へお問い合わせください。</p> |
| <p>5 申込みに係る添付書類</p> | <p>(1) 申請に係る活動の収支計算書 (様式)</p> <p>(2) 規約または定款</p> <p>(3) 貴団体の令和元年度事業報告及び決算書 (現在決算されていない場合は 6 月中に提出ください。)</p> <p>(4) 備品 (車両) 等に係る支出が、活動全体の半分以上を占めている場合は、そのカタログ及び見積書</p> |
| <p>6 助成対象活動時期</p> | <p>令和 3 年度 (令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日)</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>7 審査・決定</p> | <p>助成は、本会の配分委員会での審査を経て理事会・評議員会で決定されます。</p> <p>審査には、原則として個別のヒアリング又は現地調査を行うこととしておりますので、対応について配慮をお願いいたします（事前にご連絡いたします）。</p> <p>また、助成額は、10月1日から3月31日にかけて県内で展開される共同募金運動の募金実績額及び審査結果により、減額や否決となることがあります。予めご了承ください。</p> <p>※詳しくは「助成決定までのスケジュール」をご覧ください。</p> |
| <p>8 申請される方へのお願い</p> | <p>共同募金による助成金は、自分の住む地域を良くしようという県民の皆様の善意による寄付金が財源となっています。</p> <p>皆様の様々な福祉活動に対し、地域の方々が共感され、共同募金運動にご協力いただくという循環で共同募金運動が展開されることが重要です。</p> <p>共同募金の助成を受けて行われる福祉活動について地域の皆様に十分ご理解をいただくことが必要であるとともに、助成を受けた団体自らも募金運動へご協力いただきたいと考えています。</p> <p>どうぞご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p> |